

○東海大学学生健康保険互助組合同規約

(制定 昭和49年4月1日)

改訂	昭和50年4月1日	昭和51年4月1日
	昭和52年4月1日	昭和53年4月1日
	昭和55年4月1日	昭和56年6月19日
	昭和58年4月1日	昭和59年6月30日
	昭和62年4月1日	平成元年4月1日
	平成2年4月1日	1993年7月3日
	1994年12月20日	1997年4月1日
	1998年4月1日	2003年4月1日
	2008年4月1日	2009年4月1日
	2013年4月1日	2014年4月1日
	2015年4月1日	2016年4月1日
	2021年4月1日	2022年4月1日
	2022年10月1日	2023年4月1日
	2024年4月1日	2025年4月1日

第1章 総則

第1条 本組合は東海大学学生健康保険互助組合（以下「組合」という。）と称する。

第2条 組合は東海大学キャンパスライフセンターに事務局を置き、各カレッジオフィスにて事務を行う。

第2章 目的及び事業

第3条 組合は組合員の健康保持及び増進をはかり、かつ疾病負傷の治療に要する医療費等に対し相互に救済し、もって組合員の福祉に寄与することを目的とする。

第4条 組合は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 医療給付
- (2) 予防給付
- (3) その他本組合の目的に合致する事業

第3章 組合員及び組合費

第5条 組合員は東海大学の学部・大学院及び乗船実習課程（以下「東海大学学生」という。）に在籍する学生とする。なお、国内留学生は組合員から除く。

2 大学院論文再入学者の学生については施行細則（以下「細則」という。）に定める。

第6条 組合員証は東海大学学生証をもってこれに代える。

第7条 組合員は次に定める事由に該当するときには、その翌日から組合員の資格を失う。

- (1) 卒業若しくは修了したとき
- (2) 退学、除籍その他の理由により東海大学学生の身分を失ったとき

(3) 死亡したとき

第8条 組合員は次に定める方法により組合費等の納入をしなければならない。

(1) 組合費は組合員資格を取得した際、学費納入と共に最短修業年数分を一括納入する。

入会金 200円 組合費 1,500円 (半期)

(2) 最短修業年数を超えた学生の組合費は学費と共に各学期分ずつ納入する。

(3) 組合員の資格を失った者が(退学、除籍)、組合費返還申請書を提出したときは、在籍をしていない次学期以降の組合費を返還する。

(4) 入会金及び組合費は、財政状況を検討した上で変更することがある。

第9条 組合員が健康保険組合の組合員であってその保険により医療費の全額に相当する給付を受けることができる場合には、組合は当該組合員より徴収した組合費等は申し出により一括返還する。

第4章 役員

第10条 組合の役員を次のとおり置く。

(1) 教職員役員 11名

(2) 学生役員 11名

2 教職員役員は教職員より選出する。ただし、キャンパスライフセンター(キャンパスライフ担当)の部長職、課長職相当者を含めるものとし、その他の教職員役員は理事長が任命する。

3 学生役員は、各キャンパスの組合員より選出し、理事長が任命する。

第11条 役員の構成は次のとおりとする。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 1名

(3) 常務理事 1名

(4) 監事長 1名

(5) 理事 15名

(6) 監事 3名

第12条 理事長はキャンパスライフセンター(キャンパスライフ担当)の部長職相当者がこれに当たり、組合の業務を総理し組合を代表する。

2 副理事長は学生役員の中より互選し、理事長を補佐する。

3 常務理事はキャンパスライフセンター(キャンパスライフ担当)の課長職相当者がこれに当たり、組合業務の執行を総轄する。

4 監事長は会計を担当する課長職相当者がこれに当たり、監査業務を統括する。

5 理事は前各項を除く学生役員の中より8名、教職員役員の中より7名選出する。

6 監事は前各項を除く学生役員の中より2名、教職員役員の中より1名選出する。

第13条 役員の任期は1年とし再任は妨げない。

第14条 理事長、副理事長、常務理事、理事は組合員の意に基づいて業務の執行に必要な事項を決定し、かつ諸種の企画を立案する。

第15条 監事は次の職務を行う。

- (1) 組合の財政及び運用状況について監査する。
- (2) 理事会に監査の結果を報告する。

第5章 理事会

第16条 理事会は、役員で構成する。

- 2 役員がやむを得ず理事会に出席できない場合は、委任状を提出しなければならない。
- 3 委任状により代理で出席した場合は、役員と同等の権利を有する。

第17条 理事会は組合を総括し、組合の企画・運営の最高機関とする。

第18条 理事長は理事会を召集しその議長となる。

- 2 理事会は定例理事会と臨時理事会とする。

- 3 定例理事会は年1回開催し、臨時理事会は理事長が必要と認めた時開催することができる。

- 4 理事長は理事の3分の1以上の要請があったときは理事会を開かなければならない。

第19条 理事会の成立は役員の3分の2以上の出席を要し（委任状を含む）、その議決は出席役員の4分の3以上の同意を必要とする。

第20条 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 組合運営に関する基本事項
- (2) 予算、事業計画及び決算、事業報告の承認
- (3) 規約の改廃
- (4) 入会金・組合費の検討及び改正
- (5) その他重要と認められる事項

第21条 理事会においては事務局が議事録を作成する。

第22条 理事会の議事録は理事長がこれを保管する。

第23条 規約の改正、予算・決算、その他の重要事項の決定については組合員に公示しなければならない。

第6章 会計

第24条 組合の運営に要する経費は、組合費収入をもってこれに充てる。

第25条 組合の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第26条 組合の会計監査は監事がこれにあたり、決算については公認会計士の監査を受けるものとする。決算報告並びに会計監査報告は毎年度の理事会において行う。

第7章 給付

第27条 組合が組合員のために行う給付は、原則として疾病負傷の治療に要する医療費等とし社会保険による本人実費負担分とする。

第28条 次のものには給付を行わない。

- (1) 歯科診療
- (2) 歯科医院での口腔外科診療 ※病院での口腔外科診療は給付対象
- (3) 接骨院・整骨院・鍼灸院での理療・施術料
- (4) 健康診断

- (5) 社会保険適用外の医療行為
- (6) 第三者行為（交通事故、喧嘩による医療費等）
- (7) 疾病負傷の原因が不法行為によるとみなされるもの
- (8) 海外での医療行為

第29条 医療費の給付額は、次の項目より算出する。

- (1) 医療費の給付率は、医療費総額の30%までとし、医療機関窓口での本人支払分を超えないものとする。
- (2) 申請した医療費は(1)の基準で算出を行った後の1か月あたりの合計金額が1,000円以上を対象とする。

第30条 組合員一人に対する年間最高給付限度額は細則に定める。

第31条 組合員が医療機関にて療養の給付を受けるときは、マイナンバーカード（マイナ保険証）（又はこれに代わる証明書等）を呈示しなければならない。

2 マイナンバーカード（マイナ保険証）（又はこれに代わる証明書等）を呈示しなかった場合は医療機関窓口にて医療費全額を支払うものとする。

3 前項の規定によって支払った金額については組合では給付を行わない。

4 留学生は国民健康保険に加入しなければならない。

第32条 組合から医療費の給付を受けようとする組合員は、療養の給付を受けるにあたって、当該医療機関より医療費領収書の発行を受け、別に定める細則によって手続きをしなければならない。

第33条 医療費の査定は社会保険診療報酬点数表を基準として行う。

第34条 文書料（組合指定の医療費領収証明書を含む）は組合で給付を行わない。

第35条 組合員が死亡した時は保証人に対し、死亡弔慰金を給付する。その金額は細則に定める。

第36条 組合員が学費納入期限までに当該年度の組合費を納入していないときは、納入があるまで医療費の給付を停止するものとする。

第37条 医療費の給付率及び給付最高限度額については、組合の財政状況及び当該組合員の特別な事情を検討の上、理事会において変更することができる。

第38条 課外活動中等公傷と認められた場合は、理事会の議を経て特別給付として歯科医療に対しても給付を受けられることがある。

付 則

この規約の実施に必要な細則は別にこれを定める。

この規約は、2003年4月1日から施行する。

付 則（2025年4月1日）

この規約は、2025年4月1日から施行する。